

津市火災予防事務処理要領

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 2 9 号

改正 平成 2 1 年 5 月 2 9 日消防本部訓第 5 号
平成 2 2 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 3 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 9 号
平成 2 6 年 3 月 2 5 日消防本部訓第 3 号
平成 2 6 年 6 月 2 7 日消防本部訓第 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日消防本部訓第 1 0 号
令和元年 7 月 1 1 日消防本部訓第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 届出書等（第 3 条—第 1 5 条）
- 第 3 章 消防用設備等の取扱い（第 1 6 条—第 2 2 条）
- 第 4 章 避難管理（第 2 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号。以下「法」という。）その他の火災予防に関する法令に規定する届出書、申請書及び報告書（以下「届出書等」という。）並びに消防用設備等の取扱い要領等並びに津市火災予防条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 0 号。以下「火災予防条例」という。）の基準等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書収受の手続 届出書等の必要事項を文書収受簿に記載した後、届出書等に文書収受印を押印し、収受年月日及び収受番号を付する手続をいう。
- (2) 文書受理の手続 届出書等に受理印（第 1 号様式）を押印し、受理年月日を付し、必要がある場合は、経過欄に添え書きをする等の処理をすることをいう。この場合、現地調査が必要な届出等については、現地調査を実

施した後、不備欠陥がないと認めた場合に文書受理の手続をするものとする。

第2章 届出書等

(収受処理する届出書等の種類)

第3条 この要領において収受処理する届出書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者の選解任の届出書
- (2) 防災管理者の選解任の届出書
- (3) 自衛消防組織の設置の届出書
- (4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出書
- (5) 消防計画の届出書
- (6) 工事中の消防計画の届出書
- (7) 消防用設備等点検結果報告書
- (8) 防火対象物点検結果報告書
- (9) 防災管理対象物点検結果報告書
- (10) 防火対象物における禁止行為の解除申請書
- (11) 火災予防上必要な業務に関する計画届出書
- (12) 防火対象物使用開始の届出書
- (13) 火を使用する設備の届出書
- (14) 煙等を発する行為の届出書
- (15) 指定洞道等の届出書
- (16) 少量危険物等の届出書
- (17) タンク水張・水圧検査申請書
- (18) タンク水張検査等手数料の減免申請書
- (19) 全体についての消防計画作成（変更）届出書
- (20) 南海トラフ地震防災規程送付書
- (21) 統括防火管理者の選解任の届出書
- (22) 統括防災管理者の選解任の届出書

2 前項第1号から第19号まで、第21号及び第22号に掲げる届出書等にあつては正本及び副本を各1部を、同項第20号に掲げる届出書等にあつては、正本2部及び副本1部を提出させるものとする。

(防火管理者の選解任の届出等の処理)

第4条 防火管理者、防災管理者、統括防火管理者及び統括防災管理者の選解任、消防計画及び工事中の消防計画、自衛消防組織の設置並びに全体につい

ての消防計画作成（変更）の届出並びに南海トラフ地震防災規程送付書による送付があったときは、文書收受の手続後届出書等の内容その他必要な事項を審査し、不備がないと認めた場合は、文書受理の手続をした副本を届出人に交付するものとする。なお、書類に不備が認められた場合は、不備の改善を指導し、改善が認められた時点で文書受理の手続をするものとする。

- 2 処理を完了した届出書正本は、防火対象物台帳又は津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の文書分類表に基づく個別文書（以下「関係書」という。）に保存する。

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵等、火を使用する設備及び指定洞道等の届出の処理）

第5条 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等、火を使用する設備及び指定洞道等の届出があったときは、文書收受の手続後、現地調査を実施し、その結果を調査書（第3号様式）により復命するとともに、不備がないと認めた場合は、文書受理の手続をした副本を届出人に交付するものとする。なお、現地調査の結果、不備が認められた場合は、不備の改善を指導し、改善が認められた時点で文書受理の手続をするものとする。

- 2 処理を完了した届出書正本は、防火対象物台帳又は関係書に保存する。

（消防用設備等点検結果報告書の処理）

第6条 消防用設備等点検結果報告書による報告があったときは、文書收受の手続後、当該報告書の記載内容及び点検結果内容について審査し、不備等が無いと認めた場合は、文書受理の手続及び次回の当該報告書の提出日を記載し、副本を報告者に交付するものとする。なお、審査の結果、点検項目に不備がある場合は、不備について改善を指導するとともに、当該報告書に改善完了（計画）の報告期日を指定し文書受理の手続後、副本を報告者に交付するものとする。

- 2 処理を完了した報告書正本は、防火対象物台帳又は関係書に保存する。

（防火対象物点検結果報告書の処理）

第7条 防火対象物及び防災管理対象物点検結果報告書による報告があったときは、文書收受の手続後、当該報告書の記載内容及び次回の当該報告書の提出日を記載し、副本を報告者に交付するものとする。なお、審査の結果、点検項目に不備がある場合は、不備について改善を指導するとともに、当該報告書に改善完了（計画）の報告期日を指定し、文書受理の手続後、副本を報告者に交付するものとする。

2 処理を完了した報告書正本は、防火対象物台帳に3年間保存する。

第8条 削除

(防火対象物における禁止行為の解除申請の処理)

第9条 防火対象物における禁止行為の解除申請があったときは、文書收受の
手続後、必要に応じ現地調査を実施し、その結果を調査書により復命すると
ともに、火災予防上支障がないと認める場合は、文書受理の手続をした副本
を申請者に交付するものとする。なお、現地調査の結果、不備があると認め
た場合は、不備事項について改善を指導し、改善が認められた時点で文書受
理の手続をするものとする。

2 処理を完了した申請書正本は、防火対象物台帳又は関係書に保存する。

3 テナントの関係者がこの申請を行うときは、承諾書（第5号様式）を添付
させ、防火対象物の防火に関する責任者の承諾を得るよう指導するものとす
る。

(火災予防上必要な業務に関する計画提出書の処理)

第9条の2 火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出があったときは、
文書收受及び受理の手続をし、受理の手続をした副本を届出人に交付するも
のとする。

2 前項の提出があった場合は、現地調査を実施し、その結果を火災予防上必
要な業務に関する計画調査書（第5様式の2）により復命するものとする。
この場合において、現地調査の結果、不備が認められた場合は、不備の改善
を指導するものとする。

3 処理を完了した提出書正本は、関係書に保存する。

(防火対象物使用開始届出書の処理)

第10条 署長は、防火対象物使用開始届出書（以下「使用開始届」という。）
が提出されたときは、文書收受の手続後、記載事項及び添付図書が関係法令
に適合しているかどうか審査するものとする。

2 署長は、使用開始届が提出されたときは、防火対象物の構造、設備又は管
理等が、関係法令に適合するものであるか、現地調査（試験及び検査を含む。）
を行うものとする。

3 署長は、前項の現地調査を終了したときは、防火対象物使用開始審査復命
及び処理伺書（第6号様式）により復命するものとする。この場合において、
津市火災等予防査察事務処理要綱（平成18年津市消防本部訓第35号）第
9条に定める防火対象物台帳を作成するものとする。

- 4 署長は、使用開始届に係る防火対象物の構造、設備又は管理等が、関係法令に適合すると認めるときは、使用開始届の備考欄に受理印を押印し、受理年月日及び受理番号を記載して処理し、届出者に使用開始届の副本を交付するものとする。
- 5 署長は、使用開始届に係る防火対象物の構造、設備又は管理等が、関係法令に適合しないと認めるときは、津市火災等予防査察規程（平成18年津市消防本部訓令第11号）の規定に基づき処理するものとする。
- 6 署長は、前項の規定にかかわらず、不備欠陥事項が軽微なもの又は是正措置が速やかに講じられると認められるものについては、関係者にその旨を指導し、必要な整備を行わせた後、処理することができる。

（煙等を発する行為の届出等の処理）

第11条 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出等があったときは、文書收受及び受理の手續をし、受理の手續をした副本を届出人に交付するものとする。

- 2 前項の届出があった場合で、署長が必要と認めるときは、現地調査を実施し、その結果を口頭により復命するものとする。

- 3 処理を完了した届出書正本は、関係書に保存する。

（少量危険物等の届出の処理）

第12条 火災予防条例第46条に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出があったときは、文書收受の手續後、現地調査を実施し、その結果を調査書により復命するとともに、火災予防上不備がないと認めた場合は、文書受理の手續をした副本を届出人に交付するものとする。なお、現地調査の結果不備が認められた場合は、不備事項の改善を指導し、改善が認められた時点で文書受理の手續をするものとする。

- 2 処理を完了した届出書正本は、防火対象物台帳又は関係書に保存する。

（タンク水張・水圧検査申請の処理）

第13条 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査の申請があったときは、文書收受の手續後、現地において、タンクに水を張る等の検査を実施し、その結果を調査書により復命するとともに、水漏れがないと認めた場合は、文書受理手續をした副本及び津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号）第16条に規定するタンク検査済証を申請者に交付するものとする。

- 2 検査済証を交付するときは、タンク検査済証発行簿（第7号様式）に所定

の事項を記録しておかなければならない。

3 申請書及びタンク検査済証に記入する検査番号は、タンク検査済証発行簿に記録する番号を付記するものとする。

4 処理を完了した申請書正本は、関係書に保存する。

(タンク水張検査手数料納付の処理)

第14条 タンク水張検査の申請があったときは、申請者に手数料納付期限を指定した手数料納付書を交付し、手数料が納付されたことを確認した後、検査の日時を指定して検査を実施するものとする。

2 検査手数料は、津市会計規則（平成18年津市規則第42号）に定めるところにより処理し、その状況をタンク水張検査等手数料徴収控簿（第8号様式）に記録しておかなければならない。

(タンク水張検査手数料の減免申請の処理)

第15条 検査手数料の減免申請があったときは、その理由を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検査手数料を減免するものとする。
この場合において、必要に応じて予防課長と調整を図るものとする。

- (1) 火災による被害を受けた場合
- (2) 風水害による被害を受けた場合
- (3) 地震による被害を受けた場合

第3章 消防用設備等の取扱い

(消防機関へ通報する火災報知設備の取扱要領)

第16条 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成8年2月16日消防予第22号消防庁予防課長通知。以下「消予第22号通知」という。）に関する既存の防火対象物等の指導については、次のとおりとする。

(1) 消予第22号通知第3項第1号及び第2号に係る運用事項

ア 1号アの(ア)中の「宿泊室」の数え方は、宿泊人数に関係なく壁又は襖（ふすま）等で間仕切られ、かつ、専用の出入口を有するものは、1部屋（附室等は除く。）として数えるものとする。

イ 1号アの(イ)中の「病床」のとらえ方は、病気等による入院用のベッドを病床としてとらえ、次のものにあつては、病床として取り扱わないものとする。

(ア) 介護に必要な付き添い用のベッド

(イ) 産婦人科にある生後1～2週間程度の新生児用ベッド及びこれに類

するもの

(ウ) 外来患者の診察用及び人間ドックの宿泊用ベッド

ウ 1号アの(ウ)の中の「通所施設」とは、保育園及び老人デイサービス等宿所部分が無い施設とする。

(2) 消予第22号通知第3項に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の運用については、次のとおりとする。

ア 1号アの(ア)から(ウ)までについては、前記の運用事項及び消予第22号通知の規定に適合する場合は、適用しても差し支えないものとする。

イ 1号イの(ア)から(エ)までについては、防火管理面等において安全性の問題が危惧されるところから、適用しないものとする。

ウ 1号ウについては、適用しても差し支えないものとする。

エ 2号については、前期(1)と同様に適用しても差し支えないものとする。

(3) 事務処理については、津市消防本部建築同意事務等処理要綱（平成18年津市消防本部訓第31号）第7章（消防用設備等の特例適用申請等）の規定を準用して処理するものとする。

（消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）への自動火災報知設備の連動）

第17条 連動を認める防火対象物は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設

(2) 重要文化財

(3) 公共施設（不特定多数の者を収容する施設で特に人命危険のあるもの）

(4) その他消防長が認めるもの

2 連動を認める要件は、次のとおりとする。

(1) 自動火災報知設備に蓄積機能等十分な非火災報対策が講じられていること。

(2) 当該設備が作動した場合、即時に関係者が現場へ急行できる体制のとれるもの

(3) 夜間、休日等無人となる場合のある対象物については、消防隊到着時に原因調査等に必要破壊活動の了解が得られるもの

3 既存防火対象物について、平成8年3月31日現在で既に自動火災報知設備が連動されている非常通報装置については、機器の改修等を行うまでは、従前どおりでよいものとする。

4 火災報知設備（火災通報装置）への自動火災報知設備の連動を申請しよう

とする者は、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）への自動火災報知設備連動承認申請書（第9号様式）により行うものとし、当該申請書の処理は、予防課が行うものとする。

（放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の技術上の基準の運用）

第18条 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備については、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防長告示第6号。以下「告示」という。）及び「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について」（平成8年9月10日消防予第175号消防庁予防課長通知。以下「175号通知」という。）によるほか次のとおり運用するものとする。

(1) 既存防火対象物の取扱いについては、既存防火対象物に係る高天井の部分の取扱いについては、175号通知2、(3)によるほか、次のいずれかによることとする。

ア 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）

第13条の4第1項及び第13条の5第4項に規定する場所以外の場合で、施行期日において既存の閉鎖型ヘッドが設置されている場合には、高天井の部分の利用形態を勘案して令第32条の規定を適用し、放水型ヘッドの代替え設備として、なお従前の例によることができる。

イ 規則第13条の4第1項及び第13条の5第3項に規定する場所のうち次に該当する部分については、令第32条の規定を適用し、なお従前の例によることができる。

(ア) 床面から天井までの高さが6メートルを超える部分であっても、既存の閉鎖型ヘッドが設置されており、集熱板等を儲けスプリンクラーヘッドのデフレクターまでの高さがおおむね6メートル以下の部分

(イ) 既存の閉鎖型ヘッドが設置されており、かつ、現に喫煙場所としての指定がしてある売り場以外の部分

(ウ) 既存の閉鎖型ヘッドが設置されており、かつ、荷捌（さばき）場等物品が流動的な売り場以外の部分

(エ) 既存の閉鎖型ヘッドが設置されており、かつ、一時的に販売等の催しに使用する展示場部分。この場合において、催し開催の届出時に、可燃物の管理及び消火器の増設等に配慮するものとする。

ウ その他前記ア及びイに類するもので、消防長が認めるものについては、

令第32条の規定を適用し、なお従前の例によることができる。

- (2) 本運用は、既存防火対象物のみ適用となるものであり、特例適用となった後、平成11年4月1日以後に令第34条の2に規定する過半又は1,000平方メートル以上の増改築が、高天井の部分に関係なく行われるものは、特例適用を受けた部分の当該設備のみ法第17条の2第2項第2号の適用は除外し、本運用の特例適用を継続できるものとする。

(自治会等の所有する集会場の取扱い)

第19条 自治会等の所有する集会場で次の各号のいずれにも該当するものについては、これらの利用形態等の実情を考慮して、消防用設備等に関しては、令第32条の規定を適用して令別表第1第15項に掲げる防火対象物に準じた取扱いとする。（非常警報設備に係る収容人員の算定に限っては3平方メートルで除し算定するものとする。）なお、現に存する防火対象物について、この規定を適用した場合において混乱が生ずると認められるときは、過去の行政指導により判定するものとする。

- (1) 床面積が150平方メートル未満であること。
(2) 平屋建てであること。
(3) 舞台又は固定椅子を有していないこと。

注(1) 項の取り扱いは、消防法施行令別表第1に定める「1項ロ」の防火対象物である。

よって、防火管理者は30名以上で必要な乙種防火対象物である。

(この場合の収容人員は1項ロで算定する)

注(2) 防災対象物品を使用しなければならない防火対象物である。

注(3) 消防用設備等（義務設置）の点検報告は1年に1回である。（無窓階等の場合に該当）

(コンテナ等を利用した防火対象物に対する指導基準)

第20条 コンテナ等を利用した防火対象物に対する防火安全対策についての指導指針は、次のとおりとする。

- (1) 適用範囲は、コンテナ等を利用した防火対象物を対象とし、棟数にかかわらず、同一敷地内すべてのものに適用するものとする。
(2) 指導基準は、次のとおりとする。

ア 初期消火に関することは、同一敷地内において、各戸が歩行距離20メートル以内に包含されるよう消火器を設置すること。

イ 安全避難に関することは、出入り口に設ける扉は、容易に避難が行え

- るよう外開きとし、使用時には、内部から施錠できない構造とすること。
- ウ 防災物品の使用に関することは、室内において使用するカーテン類及びじゅうたんは、努めて防災性能を有するものを使用すること。
- (3) 防火対象物の取扱い等については、次のとおりとする。
- ア 接続して一棟規制を受ける場合にあっては、消防法令に定める技術上の基準に適合して消防用設備等を設置させるものとする。
- イ 令別表第1の取扱いについては、室内においてアルコール等の飲食を伴うものについては同表第3項ロ、その他のものについては同表第15項とするものとする。
- ウ 当該敷地内における防火管理については、法第8条の規定を適用させるものとする。
- (4) 運用上の留意事項については、次のとおりとする。
- ア 主にコンテナの転用という特種性にかんがみ指導に当たっては、関係者によく趣旨を説明し、防火及び安全面の確保に努めること。
- イ 原則として、新築のものに適用されるものであるが防火及び安全面の見地から、既存のものにあっても、この基準の趣旨に添って指導を行うこと。
- ウ 指導過程において疑義等が生じた場合にあっては、予防課長と協議して調整を図るものとする。

(放電加工機の取扱い)

第21条 放電加工機（金型成型を行う機械として、第4類の危険物である加工液中において、工具電極と工作物との間に放電させ、工作物を加工する装置の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 加工液の量が指定数量以上のものにあつては危険物一般取扱所として規制し、指定数量未満のものにあつては少量危険物取扱所として規制すること。
- (2) 具体的な安全指導については、次条に規定する放電加工機の火災予防に関する基準に基づき行うこと。
- (3) 別図の放電加工機型式試験確認済証が貼（ちょう）付されているものについては、外観上の確認にとどめて支障がない。

(放電加工機の火災予防に関する基準)

第22条 この基準は、放電加工機の構造、機能等について定めるもので、放電加工機に起因する火災の発生を防止することを目的とする。

- 2 この基準の適用範囲は、放電加工機において使用する危険物の数量が400リットル未満のものとする。
- 3 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 放電加工機 加工液中において工具電極と工作物との間に放電をさせ、工作物を加工する機械をいい、形彫り放電加工機、NC形彫り放電加工機及びワイヤ放電加工機がある。
 - (2) 加工液 放電加工における加工部の除去作用、冷却及び加工くずを排出させるために使用される液体をいう。
 - (3) 加工槽 放電部分において適量の加工液を満たすための槽をいう。
 - (4) 加工液タンク 加工液を加工槽内に循環させるために必要な量の加工液を貯えるためのタンクをいう。
 - (5) 最高液面高さ 加工槽内の加工液を溢（いつ）流させないために定められた液面最大高さをいう。
 - (6) 設定液面高さ 工作物の放電加工部分以外における加工液中の温度で、使用最高限度の温度をいう。
 - (7) 最高許容液温 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度で、使用最高限度の温度をいう。
 - (8) 工具電極 工作物に対向し、工作物を放電加工するための電極をいう。
 - (9) 炭化生成物 放電によって両極間に生じる高熱により加工液が熱分解し、その結果発生する炭素を主体とする物質をいう。
 - (10) 最大防護面積 火災の発生を防止する必要がある部分の面積であって、ここでは加工槽内の加工液の露出面積をいう。
- 4 構造及び機能上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 加工液タンク等の基準は、次のとおりとする。
 - ア 加工液タンクは、次によること。
 - (ア) 厚さ3.2ミリメートル（加工液タンクの容量が400リットル未満のものには、2.3ミリメートル）以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造るとともに、水張試験によって漏れ又は変形をしないものであること。
 - (イ) 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。
 - (ウ) 地震等により容易に転倒しないような構造とすること。

イ 加工液供給装置と加工槽を接続する配管は、鋼製その他の金属製とし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験において漏れその他の異常がないものであること。

ウ 加工槽は、次の条件を満足するものであること。

(ア) 不燃性のもので、かつ、耐油性能が優れており、割れにくい材料であること。

(イ) 加工液があふれないように液面調整ができる構造であること。

(ウ) 加工槽内の液温が著しく不均一にならないように加工液の循環等について考慮されていること。

(エ) 加工槽の扉は、容易に開かない構造のものであること。

(2) 放電加工機は、次の安全上の機能を有するものであること。

ア 液温検出は、加工槽内の適切な位置において行うことができるものであること。

この場合、最高許容液温は、60度以下であること。

イ 最高液面高さを超えない構造とすること。

ウ 工具電極の取付部分は、工具電極を確実に取り付けることができる構造であること。

5 放電加工機に備える自動消火装置の構造及び機能は、次のとおりとする。

(1) 放電加工機の加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、加工を停止するとともに警報を発し、消火できる機能を有するものであること。ただし、手動操作においても消火剤の放射ができるものであること。

(2) 自動消火装置の主要部は、不燃材又は難燃性を有し、かつ、消火剤に侵されない材料で造るとともに、耐食性を有しないものにあつては、当該部分に耐食加工を施すこと。

(3) 消火剤の量は、放電加工機の加工槽の形状、油面の広さ等に対応して消火するために必要な量を保有することとし、その量は、消火剤の種類に応じ、次の表に定める容量又は重量以上とすること。

消 火 剤 の 種 類	消火剤の容量又は重量
水成膜泡	5. 0ℓ/㎡以上
第1種粉末	6. 8ℓ/㎡以上
第2種、第3種粉末	4. 0ℓ/㎡以上
第4種粉末	2. 8ℓ/㎡以上
ハロン2402	6. 8ℓ/㎡以上
*ハロン1211、ハロン1301	6. 2ℓ/㎡以上

ハロン 1 2 1 1、ハロン 1 3 0 1 を消火剤とするものの本体容器の内容積は、重量 1 kg につき 7 0 0 cm³ 及び 9 0 0 cm³ 以上であること。

- (4) 自動消火装置は、取扱い及び点検、整備を容易に行うことができる構造であるとともに、耐久性を有するものであること。
- (5) 電気を使用するものにあつては、電圧の変動が± 1 0 パーセントの範囲で異常が生じないものであるとともに、接触不良等による誤操作が生じないものであること。
- (6) 感知器型感知部は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 5 6 年自治省令第 1 7 号）に適合するものであること。
- (7) 消火剤貯蔵容器で、高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）の適用を受けるものについては、同法及び同法に基づく施行令の定めるところによるものであること。
- (8) 消火器に用いる加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 3 9 年自治省令第 2 7 号）第 2 5 条の規格に適合するものであること。
- (9) 消火剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 3 9 年自治省令第 2 8 号）第 1 条の 2、第 5 条（ハロン 2 4 0 2 に限る。）、第 6 条及び第 7 条並びに泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和 5 0 年自治省令第 2 6 号）第 2 条第 4 号の規定に適合するものであること。
- (10) 直接炎に接するおそれのある部分の放出導管及び管継手は、J I S - H 3 3 0 0（銅及び鋼合金継目無管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性（耐食加工を施したものを含む。）並びに耐熱性を有するものであること。
- (11) 易融性金属型感知部及び炎検知型感知部は、火災を自動的に検知するものとするほか、次によること。
 - ア 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。
 - イ 耐食性を有すること。
- (12) 消火装置の作動により、放電加工機が停止するため及び消火装置が作動したことを表示するための移報用端子を設けること。
- (13) 火災感知部は、加工槽及び加工液タンクに係る火災を有効に感知するために十分な数量のものが、適切な位置に配置されていること。

6 表示等については、次のとおりとする。

(1) 放電加工機には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。

ア 使用する加工液の危険物品名（例：第4種第3石油類）

イ 使用する加工液は、引火点が70度以上のものとする旨の注意事項

ウ 使用する加工液の最高許容液温設定値は80度以下とする旨の注意事項

エ 放電加工部分と加工液面との必要最小間隔

オ 火気厳禁

カ 自動消火装置には、次の事項を記載した表示を適切な位置に取り付けること。

(ア) 使用消火剤の種類及び容量（リットル）又は重量（キログラム）

(イ) 最大防護面積（平方メートル）

(ウ) 放射時間

(エ) 感知部の種類及び作動温度

(オ) 感知部及び放出口の設置個数並びに設置位置

(カ) 製造年月

(キ) 製造番号

(ク) 型式記号

(2) 前号の「表示」の内容及び次の事項について記載した使用者向けのマニュアルが作成されていること。

ア 作業上の注意事項

(ア) 放電加工機の作業場周辺は、常に整理整頓に努めるとともに、暖房機、溶接機、グラインダ等の着火源になるような設備を設けて作業してはならないこと。

(イ) 工具電極を確実に取り付けること。

イ 放電加工機を設置し、又は使用する者は、次の機能を定期的に点検すること。

(ア) 安全装置の諸機能

a 液温検出及び加工停止連動機能

b 設定液面高さの検出及び加工停止連動機能

c 電極間の炭化生成物の発生成長による異常加工の検出及び加工停止連動機能

d a から c までの連動機能及び自動消火装置の起動装置との連動機能

ウ 禁止事項

(ア) 安全装置の取り外し時の加工

第 4 章 避難管理

(個室型店舗の避難管理)

第 2 3 条 火災予防条例第 3 7 条の 3 に規定する個室型店舗の用途の判定に際しては、届出の有無及び名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して判定するものとする。

2 個室型店舗以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、昭和 5 0 年 4 月 1 5 日付け消防予第 4 1 号・消防安第 4 1 号の運用により機能従属として他の用途に該当するものについては、火災予防条例第 3 7 条の 3 は適用されるものとする。

3 火災予防条例第 3 7 条の 3 に規定するその他これらに類するものとは、消防法施行規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第 3 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むこととする。

なお、その他これらに類するものには、令別表第 1 (2) 項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシュミレーター等は含まないこととする。

4 火災予防条例第 3 7 条の 3 に規定する遊興の用に供する個室は、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務所、物品庫、厨房等又は客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものとする。

5 火災予防条例第 3 7 条の 3 に規定するこれに類する施設とは、令別表第 1 (2) 項ニのこれに類する施設と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすこととできる様々な形態の施設をいう。

6 火災予防条例第 3 7 条の 3 のただし書に規定する避難上支障がないと認められるものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 個室の外開き戸を開放した場合において、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているもの。

(2) 個室の外開き戸を開放した場合において、当該外開き戸と避難通路の内

壁又は向かい合う個室の外開き戸との有効幅員が60センチメートル以上確保できるもの。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日消防本部訓第5号）

この訓は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日消防本部訓第3号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日消防本部訓第9号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日消防本部訓第3号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日消防本部訓第8号）

この訓は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日消防本部訓第10号）

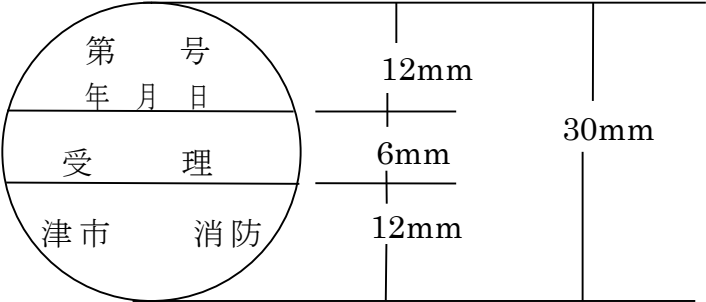
この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月11日消防本部訓第2号）

この訓は、令和元年7月12日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条、第 1 0 条関係）

受 理 印



第 2 号様式 削除

第3号様式（第5条関係）

調 査 書

年 月 日

（宛先）津市 消防署長

調査者 職氏名

印

年 月 日付けで_____から届出・申請の
あった_____の件について 年 月 日調査を実施
しましたところ、その結果は次のとおりでした。

届出・申請種別	
対象物名称	
対象物所在地	
調査内容	
指示事項	

第4号様式 削除

第 5 号様式（第 9 条関係）

承 諾 書

年 月 日

防火対象物
所在地 _____
名 称 _____
責任者職・氏名 _____ (印)
(防火管理者)
(電話 _____ 番)

上記の防火対象物について、津市火災予防条例第 23 条第 1 項に規定する喫煙等禁止事項の解除のため、次のものが消防長に申請することを承諾します。

申請者
所在地 _____
事業所名称 _____
職 氏 名 _____

備考 この用紙は、喫煙等承認申請書に添付してください。

第 5 号様式の 2 （第 9 条の 2 関係）

火災予防上必要な業務に関する計画調査書

年 月 日

（宛先）津市 消防署長

調査者 職氏名 印

年 月 日付で から提出
のあった火災予防上必要な業務に関する計画の件について 年 月 日
調査を実施しましたところ、その結果は次のとおりでした。

対象催しの名称	
対象催しの実施場所	
調査内容	
指示事項	

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）津市 消防署長

職・氏名 印

防火対象物使用開始審査復命 及び処理伺書		受 理 番 号	第 号
		決 裁 年 月 日	年 月 日
届 出 者	住 所		
	氏 名		
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途	項 ()	
書類の区分			
検 査 員			

上記の者の届出に係る防火対象物使用開始について、 月 日審査の結果、次の
とおりでしたので処理してよろしいか。

- ◎ 消防法及び火災予防条例の基準に適合する。
- ☐ 届出書副本を交付する。
- ☐ 処理する。
- ◎ 消防法令及び火災予防条例の基準に適合しない。
- ☐ 別添 火災予防査察に関する訓令に基づき指導する。

第7号様式 (第13条関係)

タンク検査済証発行簿

[illegible]

第8号様式（第14条関係）

タンク水張検査等手数料徴収控簿

[illegible]

第 9 号様式（第 1 7 条関係）
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）
への自動火災報知設備連動承認申請書

年 月 日						
(宛先) 津市消防長						
(〒)						
住 所						
申請者 氏 名 印						
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕						
電 話						
火災通報装置へ自動火災報知設備を連動したいので次により承認していただきたく申請します。						
防火対象物	所在地					
	名称					
	用途		延べ面積		階数	
	夜間休日等における宿直の有無		有 ・ 無			
	非 火 災 報 対 策 の 有 無		有 ・ 無			
申 請 内 容						
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				

- 備考
- 1 必要に応じ関係図書を添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別図（第 2 1 条関係）

放電加工機型式試験確認済証			
確認番号 No.			
確認年月日	年	月	日
危険物保安技術協会			

70mm

50mm

備考

- 1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは **0.3mm** とする。
- 2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。